

入会金及び会費規則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本航空宇宙工業会定款第8条の規定に基づいて、会員の入会金及び会費に関する事項について定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 会員の入会金は、会費月額3カ月相当分として入会の際納入しなければならない。

(会費の額)

第3条 会費の額は月額をもって定めるものとし、正会員の会費については、毎年1月1日現在をもって計算した当該会員の第4条に定める資本金割額、第5条に定める航空宇宙関係売上高割額及び第7条に定める均等割額を合算して得た金額とする。ただし、合算して得る額に1,000円未満の端数の額のあるときは、その端数の額は4捨5入して計算するものとする。

2 賛助会員の会費の額は必要の都度当該会員と協議の上定める。

3 役員及び委員長である会員の会費の額は第1項によるほか、次の金額を加算するものとする。ただし、これらの地位の二つ以上を兼務している会員については、そのいずれか多い方の額のみを加算するものとする。

会 長	20,000 円
副 会 長	15,000 円
理事及び監事	10,000 円
委 員 長	8,000 円

4 会費の月額は同一事業年度中は据置くものとする。

(資本金割額)

第4条 資本金割額は前事業年度末までの過去3事業年度間の各事業年度末における払込資本金額の平均値を基礎として次の表に定める計算方法により口数を算出し、その口数に第7条に定める1口当たりの金額を乗じて得た額とする。

払込資本金額 (単位：億円)	口 数
1 未満	0.5
1 以上 3 未満	0.5+ 1億円を超える額に含まれる1億円の数×0.5
3 以上 10 未満	1.5+ 3億円 // ×0.31
10 以上 30 未満	3.7+ 10億円 // ×0.19
30 以上 90 未満	7.5+ 30億円 // ×0.12
90 以上 250 未満	14.7+ 90億円 // ×0.08
250 以上 750 未満	27.5+250億円 // ×0.05
750 以上	52.5+750億円 // ×0.02

(航空宇宙関係売上高割額)

第5条 航空宇宙関係売上高割額は前年度末までの過去3事業年度間の各事業年度中における同売上高の平均値を基礎とし次の表に定める計算方法により口数を算出し、その口数に第7条に定める1口当たりの金額を乗じて得た額とする

航空宇宙関係売上高 (単位：億円)	口 数		
1未満	4.0		
1以上 3未満	4.0+	1億円を超える額に含まれる1億円の数	×4.0
3以上 10未満	12.0+	3億円	// ×2.48
10以上 30未満	29.6+	10億円	// ×1.52
30以上 90未満	60.0+	30億円	// ×0.96
90以上 250未満	117.6+	90億円	// ×0.64
250以上 750未満	220.0+	250億円	// ×0.4
750以上	420.0+	750億円	// ×0.16

(正会員の報告義務)

第6条 正会員は前2条による計算に必要な資本金額及び航空宇宙関係売上高を事務局の求めに応じて報告しなければならない。

(1口当たりの金額等)

第7条 第4条及び第5条に定める計算に必要な1口当たり金額及び第3条にいう均等割額の金額は、総会の議決により定める。

(会費月額調整)

第8条 第3条に定めるところにより計算して得た会費の額が、その時における当該正会員の会費月額と著しく異なり、その額によることが極めて不適当と認められるときは、会長は理事会の同意を得た基準に基づいて適当とみなされる当該正会員の会費月額を定めることができる。

2 当該正会員について特別の事情があり、この規則により定める会費の額によることが極めて不適当と認められるときは、会長はその会費の額の範囲内において適当とみなされる当該正会員の会費月額を定めることができる。

3 前各項により会費月額を調整するため計算して得る金額に1,000円未満の端数の額がつくときは、その端数は4捨5入して計算するものとする。

(1口当たり金額の遡及適用)

第9条 総会において第7条に基づき1口当たりの金額を定め又はこれを改めたときは、その定め又は改めた金額は、当該総会開催日の属する年の4月1日から適用する。ただし、総会においてその都度別段の定めをすることを妨げない。

(会費の分割納入)

第10条 会費は一年度を4月より6月まで、7月より9月まで、10月より12月まで及び1月より3月までの四・四半期に区分し、毎四半期の最初の月に当該四半期の会費を一括納入しなければならない。ただし、入会した月がこれらの納入月以外の月にあたる時は、当該四半期については入会の月をもって当該四半期の最初の月とみなす。

(退会した会員の会費)

第11条 退会した会員は退会した月の属する四半期の末の月までの会費を納めなければならない。

付 則

1. この規則は、昭和52年5月26日から実施する。
2. この改正は、昭和56年5月21日から実施する。
3. この改正は、昭和58年4月1日から実施する。
4. この改正は、平成11年3月27日から実施する。
5. この改正は、平成16年4月1日から実施する。

第 30 回理事会承認議案

(昭和 52 年 5 月 26 日)

会 費 月 額 調 整 基 準

(社) 日本航空宇宙工業会入会金及び会費規則 (以下規則という) 第 8 条第 1 項の規定に基づき会費月額を調整する場合の基準を次のとおり定める。

1. 規則第 3 条に定めるところにより計算して得た会費の額が、その時における当該正会員の会費月額に 1.2 を乗じて得た額を超える場合は、これらの規定にかかわらず当該正会員については、その時における会費月額に 1.2 を乗じて得た額を超える部分の金額の 1/3 の金額を、その時における会費月額に 1.2 を乗じて得た金額に加算した金額をその会費月額とする。
2. 規則第 3 条に定めるところにより計算して得た会費の額が、その時における当該正会員の会費月額より少なくなる場合は、第 3 条の規定にかかわらず当該正会員の会費の額は変更しないものとする。
ただし、その少なくなる額が、その時における当該正会員の会費月額に 0.1 を乗じて得た額を超えるときは、その超える部分についてはこの限りでない。